

七、幹事 若干名

第六條 支部長は支部會員中より〇〇道府縣勞務報國會長之を委嘱す

支部長は支部を代表し支部事務を總理す

第七條 副支部長は支部會員中より支部長の推薦に基き〇〇道府縣勞務報國會長之を委嘱す

副支部長支部長を輔佐し支部長事故あるときは其の職務を代理す

第八條 相談役は支部會員關係官廳職員及學識經驗ある者の中より支部長之を委嘱す

關係警察署長及國民職業指導所長は常任相談役とす相談役は重要なる支部事務を輔導す

第九條 理事は支部會員及會員及關係官廳職員及學識經驗ある者の中より支部之を委嘱す

理事は理事會を構成し重要會務を審議す常任理事は支部長を輔佐し常務を掌理す

第十條 監事は關係官廳職員及支部會員中より常任相談役の承認を得て支部長之を委嘱す

監事は支部の會計を監査す

第十一條 評議員は支部會員、關係官廳職員及學識經驗ある者の中より常任相談役の承認を得て支部長之を委嘱す

評議員は評議員會を構成し重要なる支部の事務を評議す

第十二條 幹事は支部會員、關係官廳職員及學識經驗ある者の中より支部長之を委嘱す

幹事は支部長の旨を承け支部事務を處理す

第十三條 役員は任期は二年とす但し再任を妨げず官吏にして役員たる者の任期は其の在職期間とす

補缺により就任したる役員は前任者の残任期間とす

役員は任期満了後と雖も後任者の就任する迄其の職務を行ふものとす

第十四條 本支部の會議を分ちて理事會及評議員會とす

會議は常任相談役の承認を得て必要に應じ支部長之を召集す

第十五條 評議員會に附議すべき事項左の如し

一、豫算に關する事項

二、決算に關する事項

三、支部規則の變更に關する事項

四、其の他支部長に於て必要と認めたる事項

第十六條 理事會に附議すべき事項左の如し

一、事業計畫其の他重要なる支部事務に關する事項

二、評議員に附議すべき事項

三、其の他支部長に於て必要と認めたる事項

理事會は評議員會に附議すべき事項にして急施を要するものの代決を爲すことを得

第十七條 議事に關する規定は別に之を定む

第十八條 本支部に必要な職員を置くことを得

第十九條 本支部の經費は〇〇道府縣勞務報國會の交付金を以つて之を充つ

第二十條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を以つて終る

第二十一條 本則の施行に關し必要なる事項は別に之を定む

第二十二條 將來本則の條項を變更せんとするときは評議員會の議を経て常任相談役、〇〇道府縣勞務報

國會長の承認を受くるものとす

農林省の昭和十七年度第一回米豫想收穫高の發表

本昭和十七年度の第一回米收穫高は昭和十七年十月六日農林省より左の如く發表された。

昭和十七年度米豫想收穫高

本年の稻作附面積は三百十八萬千六百七十四町五反にしてこれを前年作附面積に比すれば三四四五町三反(一毛)を減少せり。しかして九月二十日現在における豫想收穫高は六千七百三十萬千二百十石にしてこれを前年實收高に比すれば千三百二十二萬三千三十九石(二割二二分二厘)を、前五ヶ年平均實收高に比すれば三百八十七萬八千六十一石(六分一厘)を増加せり。

蓋し本年の稻作は苗代時期の氣候概ね不順なりしも移植期における天候概して適順にして東北地方の一部を除きては移植は順調に行はれたり、しかして移植後においては六月中下旬より高温多照にして適雨に恵まれ稻の生育一般に良好なりしも七月に入りて關東以西の地方においては寡雨のため一部に旱魃を示せる地方を生ぜり、しかるに八月上旬より幸に時々降雨あり、かつ氣温上昇し日照また多かりしため一部地方の陸稻に著しき旱害を見たるものありしも全國的に稻の生育旺盛、莖葉強健にして分蘗數また多く良好なる生育を遂げつゝありたり、偶、八月下旬颶風來りその被害九州及び中國の數縣に及び局部的には相當の被害を蒙れるものありしも本年は一般に病虫の被害少くまた稻作初期よりの撓まざる官民一致の努力により前記の如き豫

想收穫高を示すに至れり。なほ参考のため最近五ヶ年
間における作附面積及び實收高を掲ぐれば左の如し。

年	作附面積		實收高	
	(單位町)	(單位石)	(單位町)	(單位石)
十二年	三、二七〇、五五五	六六、三一九、七六四	三、二七〇、五五五	六六、三一九、七六四
十三年	三、一三〇、七二九・四	六五、八六九、〇九二	三、一三〇、七二九・四	六五、八六九、〇九二
十四年	三、一九二、七〇三・〇	六八、九六四、四六八	三、一九二、七〇三・〇	六八、九六四、四六八
十五年	三、一七八、二二〇・二	六〇、八七四、二五二	三、一七八、二二〇・二	六〇、八七四、二五二
十六年	三、一八二、〇一九・八	五五、〇八八、一七一	三、一八二、〇一九・八	五五、〇八八、一七一
前五年均	三、一九八、一四四・八	六三、四二二、一四九	三、一九八、一四四・八	六三、四二二、一四九
十七年	三、一八一、六七四・五	六七、三〇一、二一〇	三、一八一、六七四・五	六七、三〇一、二一〇

本年度産米第一回收穫高(府縣別)

府縣	豫想收穫高		前年實收高に比し	前五年年平均實收高に比し	増減(△ハ減)
	本年	前年			
北海道	二、七九七、二六〇	一、四一七、九四六	一〇八・四二	一八・八四二	△
青森	一、四六八、一三〇	七五九、九六六	一五八・二五五	一五・八二五	△
岩手	一、九〇二、八〇〇	四五四、二六一	一四〇・七三六	一四・〇七三	△
宮城	二、二七二、二八〇	一、〇三三、二二五	三六六、四六五	三六・四六五	△
秋田	二、四〇〇、七三〇	一、七四〇、七九七	二〇三、三五一	二〇・三三二	△
山形	二、三五八、八〇〇	三三四、九三三	一四六、六二六	一四・六二六	△
福島	二、三九九、一六〇	六六七、四九六	二七九、七六八	二七・九七六	△
茨城	二、四六六、七八〇	九〇六、〇三〇	四五四、一四五	四五・四一五	△
栃木	一、七二二、〇九〇	二二三、八二七	三三、八二七	三・三八七	△
群馬	一、〇四七、七五〇	二九五、四四〇	二九、五五〇	二・九五五	△
埼玉	一、六五一、二三〇	五九八、七五九	三五、八九九	三・五八九	△
千葉	二、一七〇、九五〇	六四、四八八	六、四八八	〇・六四八	△
東京	一、九五、一九〇	六四、四七七	六、四七七	〇・六四七	△
神奈川	五二四、六〇〇	一四七、一三三	二九、八九九	二・九八九	△
新潟	四二六、一四〇〇	六六、〇四三	六、〇四三	〇・六〇四	△
富山	一、七六三、三六〇	四七〇、四三三	四七、〇四三	四・七〇四	△
石川	一、〇七二、三六〇	三三六、七九七	三三、六七九	三・三六八	△
福井	一、〇九一、一五〇	三〇二、〇六六	三〇、二〇六	三・〇二〇	△
山梨	四七〇、八二〇	八五、九九九	八、五九九	〇・八五九	△
長野	一、六九九、〇九〇	三三六、四二一	三三、六四二	三・三六四	△
岐阜	一、四二四、四三〇	三九九、九二〇	三九、九二〇	三・九九九	△
静岡	一、四九二、一三〇	三七七、七三二	三七、七三二	三・七七三	△
愛知	二、〇五九、九六〇	四三三、六二八	四三、六二八	四・三六八	△
三重	一、四七三、八二〇	三〇六、四四〇	三〇、六四〇	三・〇六四	△
滋賀	一、五五三、三六〇	一九九、九七一	一九、九七一	二・〇〇〇	△
京都	八九三、三五〇	一九六、九三三	一九、六九三	二・〇〇〇	△
大阪	九四三、四六〇	三六、一四〇	三、六一四	〇・三六一	△
兵庫	二、三三三、一三〇	三三三、八九九	三三、三八九	三・三三九	△
奈良	七三三、九六〇	四九、三三九	四、九三九	〇・四九四	△
和歌山	六三三、三三〇	五、一五〇	五、一五〇	〇・五一一	△
鳥取	七二六、二一〇	一四、一五五	一、四一五	〇・一四一	△
島根	一、〇八八、三六〇	一六五、七七七	一六、五七七	一・六五七	△
岡山	一、九四九、三三〇	三九八、八九九	三九、八九九	三・九八九	△
広島	一、四四七、六七〇	三七四、六一一	三七、四六一	三・七四六	△
山口	一、〇七二、八七〇	三三八、四七七	三八、四七七	三・八四七	△
徳島	六二〇、七八〇	一五、一三六	一、五一一	〇・一五二	△
香川	九七三、三七〇	一五、〇七五	一、五〇七	〇・一五〇	△
愛媛	九三三、八八〇	一三、一〇八	一、三一〇	〇・一三一	△
高知	五九八、四六〇	八〇、六七〇	八、〇六七	〇・八〇七	△
福岡	二、一六六、九二〇	二九八、八九八	二九、八九八	二・九八九	△
佐賀	一、三八四、三五〇	二五、三四一	二、五三四	〇・二五四	△
長崎	六二七、四四〇	一三、七三三	一、三七三	〇・一三七	△
熊本	一、七三三、七三〇	八二、〇九三	八、二〇九	〇・八二一	△
大分	一、二〇一、〇八〇	一五、五七一	一、五五七	〇・一五五	△
宮崎	九六六、四四〇	四二、二二五	四、二二五	〇・四二二	△
鹿児島	一、四六六、九三〇	二二、六九七	二、二六九	〇・二二六	△
沖縄	一、四四九、〇〇〇	六、七七七	六、七七七	〇・六七七	△

1. 中華民國在留本邦人口比較

區分	北支		中支		南支		合計
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	
昭和十二年七月一日	四四、四三三	八、四三三	二二、四三三	二、四三三	一〇、四三三	一、四三三	一〇、四三三
昭和十二年十月一日	一六、四三三	六、四三三	三三、四三三	三、四三三	一一、四三三	一、四三三	一三、四三三

外務省東亞局の中華民國在留本邦人及第三國人口概計表の發表

外務省東亞局に於いて昭和十七年七月一日現在に於ける中華民國在留本邦人及第三國人口概計表を發表したが、その一部を掲ぐれば以下の如くである。